

平成24年5月14日

各関係団体 殿

青森県県土整備部建築住宅課長  
(公印省略)

青森県安全安心住宅リフォーム促進支援事業の実施について

平素より県の建築行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
この度、県では、既存住宅の耐震性や省エネ性等の向上により青森の風土に根ざした良質な住宅ストックの形成を図るとともに、県民が安心して住宅リフォームを行うための環境整備を促進するため、住宅の性能向上を伴う改修工事等を行う戸建て住宅の所有者等に補助する市町村に対して、下記のとおり支援事業を実施することとしましたのでお知らせします。

当該事業は、市町村を窓口として、屋根や外壁の張り替え等利用範囲を拡充するとともに、補助限度額を引き上げる等、より使いやすい制度に生まれ変わっておりますので、貴団体の会員の皆様からも広く県民に紹介くださるようお願いいたします。

なお、事業実施市町村による緩和などで補助要件等が異なる場合があります。詳細は市町村にお問い合わせください。

## 記

### 1 名称

平成24年度青森県安全安心住宅リフォーム促進支援事業

### 2 概要

- (1) 補助先 市町村（市町村から住宅リフォームを行う方に補助）
- (2) 補助要件 住宅の省エネ、防災等の性能向上を行う改修工事
- (3) 補助額 対象経費の10%、最大20万円  
(耐震性能20%、60万円)
- (4) その他 別添のとおり

### 3 事業実施予定市町村(平成24年4月20日現在)

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、外ヶ浜町、藤崎町、大鰐町、板柳町、鶴田町、七戸町、六戸町、横浜町、三戸町、五戸町、田舎館村、蓬田村(8市11町2村)

担当 建築住宅課住宅企画グループ

主幹 山内 和幸

直通：017-734-9695

## 平成24年度青森県安全安心住宅リフォーム促進支援事業

### □平成24年度の事業概要

既存住宅の耐震、省エネ、克雪、バリアフリー及び防災の性能向上に資する安全で快適な住宅リフォームを支援し、県民が安心して住宅リフォームを行うための環境整備を促進する次の事業を実施する市町村に対し県が補助する。

(1) 補助先	市町村 (市町村から住宅リフォームを行う所有者に対して補助)
(2) 補助要件	i) 住宅の耐震、省エネ、バリアフリー、克雪及び防災の性能向上を行う改修工事 (総工事費50万円以上) ii) 県内に本店を有する建設業者等が施工 iii) リフォーム工事瑕疵担保責任保険に加入
(3) 対象経費	改修工事の工事費、リフォーム瑕疵保険の保険料等
(4) 補助額	【省エネほか】 対象経費の10%及び200千円以上のいずれか低い額 【耐震】 対象経費の20%及び600千円以上のいずれか低い額

※市町村によって独自の緩和や制限が可能

### □主な見直し項目

- 市町村が窓口となり直接補助を実施し、県は市町村に補助費負担と技術的支援
- 市町村の方針等に応じて独自に補助要件の緩和や制限が可能
- 対象工事に防災性能の向上を追加し、屋根や外壁の張り替え等利用範囲を拡充
- 補助率及び補助限度額を引き上げ

項目	平成23年度	平成24年度 (下線は変更部分)
事業主体等	事業者：県 施行者：申請者 (県民)	事業者：市町村 (県が市町村補助) 施行者：申請者 (県民)
財源内訳	国：5/10 県：5/10	国：5/10 県：5/10 市町村：0
対象工事	次のいずれかの工事要件に該当 ①耐震性能の向上 ②省エネルギー性能の向上 ③バリアフリー性能の向上 ④克雪性能の向上	次のいずれかの工事要件に該当 ①耐震性能の向上 ②省エネルギー性能の向上 ③バリアフリー性能の向上 ④克雪性能の向上 ⑤防災性能の向上
総工事費	50万円以上	50万円以下に引き上げが可能
施工者	県内に本店を有する建設業者等	市町村内の業者に限定が可能
かし保険	リフォーム工事瑕疵担保責任保険に加入	市町村が検査等の対応をする場合、加入条件の緩和が可能
補助率	10%	10% (耐震改修は20%)
補助限度額	15万円 (耐震改修は30万円)	20万円 (耐震改修は60万円)

### □事業実施予定市町村 (平成24年4月20日現在)

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市  
平内町、外ヶ浜町、藤崎町、大鰐町、板柳町、鶴田町、七戸町、六戸町、横深町、三戸町、五戸町  
田舎館村、蓬田村 (8市11町2村)

〇〇市町村安全安心

# 住宅リフォーム

促進支援事業

リフォームをお考えのみなさまへ  
補助金申請受付中！

補助率 **10%** 上限額 **20万円**

(耐震性能の向上の場合のみ、補助率 20% 上限額 60万円)

交付申請受付期間：平成24年 月 日 ~ 平成25年 月 日

お問い合わせ先

市 部 課 係  
〒 - 青森県 市 一丁目1-1

TEL：017-0000-0000 受付時間/平日8：30~17：00

FAX：017-0000-0000 メール：OX△@OX△.jp

HP：http://www.〇.....〇

申請できる方  
対象となる住宅

〇〇市町村内の住宅を所有し、その住宅にお住まいの方  
一戸建ての住宅、マンションなどの共同住宅の専有部分  
※賃貸住宅は対象となりません。

補助の条件

- 1 リフォーム工事費の総額が50万円以上であり、性能向上部分のリフォーム工事費が25万円以上であること
  - 2 〇〇市町村内に本店がある建設業者などが工事を行うこと
  - 3 リフォーム瑕疵保険に加入すること
- ※1～3全てを満たす必要があります。

条件  
1  
リフォーム  
工事費の  
総額  
50万円以上



補助率と上限額

性能向上の内容により補助率と補助金の上限額が異なります

性能向上の内容	補助率	上限額
耐震性	20%	60万円
省エネ性	10%	20万円
バリアフリー性		
雪害防止		
防災性		

補助率と上限額は、性能向上の内容により異なります。補助対象工事費等（性能向上部分の工事費+その他の部分の工事費+リフォーム瑕疵保険料など）に補助率を掛けた金額が補助されます。

補助金額の算定

補助対象工事費 × 補助率 = 補助金額



申請の流れ

交付申請 → 工事の実施 → 完了報告 → 補助金の請求・振込

必要書類：交付申請書、リフォーム瑕疵保険申込受理証の写し・工事内容が分かる図工事見積書などの添付書類 ※施工業者等による代理申請もできます。

申請期限

平成24年●●月●●日まで

申請書類の審査後、交付決定通知が発行されると工事に着手することができます。

ご注意！

交付決定通知が発行される前に工事に着手した場合は、対象外となります。

工事の実施

必要書類：完了実績報告書、リフォーム瑕疵保険付保証明・契約書・領収書の写しなど ※施工業者等による代理申請もできます。

報告書類の提出

報告期限

工事完了から1ヶ月以内または平成25年●●月●●日まで

補助金の請求と振込

指定された口座に、補助金が振り込まれます。

※補助金の請求から2週間程度かかります。

## 住宅リフォームの性能基準について

性能基準と  
補助の条件

性能向上部分は、性能基準に適合させることが必要です。  
性能基準に適合する部分の工事が25万円以上である必要があります。



### 耐震性能



昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断されたものを1.0以上とするための工事

～申請までの手順～

#### 1 耐震診断

- 手順① 耐震診断と耐震診断結果報告書の作成を建築士に依頼する。
- 手順② 青森県木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会にて耐震診断結果報告書の審査を受ける。
- 手順③ 上部構造評点が1.0未満であると審査される。(1.0以上の場合は、今の基準に適合。)

#### 2 耐震改修 (これまでに耐震診断を実施した住宅は、手順④からとなります。)

- 手順④ 上部構造評点が1.0以上となる耐震補強の設計と青森県木造住宅耐震改修マニュアルによる青森県木造住宅耐震補強シートの作成を建築士に依頼する。
- 手順⑤ 青森県木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会にて耐震補強シートの審査を受ける。
- 手順⑥ 上部構造評点が1.0以上となる耐震改修であると審査される。

#### 3 補助の申請

- 手順⑦ 審査委員会で審査された、耐震診断結果報告書と耐震補強シートを添付し申請する。

上部構造評点	0.7未満	0.7～1.0未満	1.0～1.5未満	1.5以上
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
震度6強～7で...				

※手順②と手順⑤の審査は同時に受けることができます。

※青森県建築士事務所協会に設置される、「青森県木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会」は年2回、2月と9月に開催されます。(9月の審査委員会への申込みは、7月末日までに青森県建築士事務所協会へお願いします。)

※耐震診断費用への補助を実施している市町村がありますので、各市町村へお問い合わせください。

※耐震補強シート審査手数料、耐震補強設計の設計料、耐震補強工事の工事監理料は本事業の補助対象工事費等に含まれます。

## 省エネ性能

- 1 住宅全体の省エネ性能を向上させる工事
- 2 住宅の部分ごとに省エネ性能を向上させる工事
- 3 壁と床・天井などの部位の取り合い部に気流止めを設置する工事
- 4 省エネ型の設備を設置する工事

### 1 住宅全体の省エネ性能を向上させる工事

場 所	性能向上に該当する工事
住宅全部	★日本住宅性能表示基準 省エネルギー対策等級3に適合させる工事

### 2 住宅の部分ごとに省エネ性能を向上させる工事

場 所	性能向上に該当する工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の窓全部</li> <li>・床(基礎)全部</li> <li>・屋根(天井)全部</li> <li>・外壁全部</li> </ul>	★日本住宅性能表示基準省エネルギー対策等級4に適合させる工事

### 3 壁と床・天井などの部位の取り合い部に気流止めを設置する工事

場 所	性能向上に該当する工事
壁内部と天井裏	★壁内部の空間が天井裏や床下に開放されている場合に、壁と天井、壁と床下の取り合い部(接合部分)に気流止めを設ける工事(1部屋のみでも可)
壁内部と床 下	

### 4 省エネ型の設備を設置する工事

- ◎実施細則とは…住宅金融支援機構住宅技術基準実施細則 第6(4)省エネルギー型設備設置工事  
 ◎機構確認番号とは…実施細則を満たすものに付けられている番号

種 類	性能向上に該当するもの		
	供給先など	対象となる暖冷房設備	
集中型の 暖・冷房設備	2以上の居室等	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★このほかの機器はお問い合わせください。
集中型の 暖房設備	4以上の居室等	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★電気蓄熱式暖房機を設置する工事 (蓄熱部の消費電力10kW以下のものかつ深夜電力を利用するものに限る。) ★電気蓄熱式床下暖房を設置する工事 (蓄熱部の消費電力10kW以下のものかつ深夜電力を利用するものに限る。) ★このほかの機器はお問い合わせください。

集中型の 床暖房設備	2以上の居室等で 床暖房パネルの面 積が合計10㎡以 上のもの	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなす もの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★このほかの機器はお問い合わせください。

※居室等とは、居間・寝室・食事室・炊事室・浴室・脱衣所・便所を指します。いわゆるLDKについては、家具等で実質的に機能分離されるものは複数の室と見なします。  
 ※移動可能なストーブ、ホットカーペットなどの暖房設備は家財道具であり対象外となります。  
 ※床暖房パネルで、暖房範囲を移動、シーズンをオフに収納できるものなどは対象外となります。  
 ※パワージェ型エアコンは、対象外となります。

種類	供給先など	性能向上に該当するもの 対象となる給湯器	
		基本	みなすもの
集中型の ガス給湯器 石油給湯器	浴室、炊事室、洗面所などへ給湯を行うもので追い炊き機能等付きのもの	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの ★省エネラベリング制度による緑色マークを有するもの ★このほかの機器はお問い合わせください。
		みなすもの	★このほかの機器はお問い合わせください。
集中型の 電気温水器	浴室、炊事室、洗面所などへ給湯を行うもので追い炊き機能等付きのもの	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★貯湯量150L以上で主に深夜電力を利用するヒートポンプ式のもの ★ヒーター式のものとは個別に検討しますのでお問い合わせください。 ★このほかの機器はお問い合わせください。
集中型の 補助加熱装置付 き太陽熱利用給 湯設備	浴室、炊事室、洗面所などへ給湯を行うもの	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★このほかの機器はお問い合わせください。

※追いだし機能等とは、浴槽に係る、追いだし機能、高温水供給機能、保温機能をいいます。

※住宅に浴槽がない場合は、追いだし機能等は不要です。

※給湯先が1か所のみの場合は、性能を満たしている機器でも対象外となります。

種類	性能向上に該当するもの	
・パッシブソーラーシステム ・太陽光発電システム	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
	みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継システム ★このほかのものはお問い合わせください。

※省エネ設備は、「住宅金融支援機構住宅技術基準実施細則 第6(4)省エネルギー型設備設置工事」の基準に該当するものが対象となります。機構確認番号とは、この基準に適合したものに付されているものです。

※機構確認番号が付されていない設備が該当するかについては、〇〇市町村〇〇〇〇までお問い合わせください。

※表の「みなすもの」に該当しない設備の種類でも、一部、対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※機構確認住宅・設備等一覧URL <http://www.jhf.go.jp/customer/kiijyun/setsud1.html>

- 1 住宅内部のバリアフリー化工事
- 2 浴室やトイレなどのヒートショック対策のための工事
- 3 高齢者などに対応した設備を設置する工事

1 住宅内部のバリアフリー化工事

部分	性能向上に該当する工事
通路幅	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 介助のための車いすで簡単に移動できるように、廊下や出入口の幅を広くする工事 (工事後の有効幅が、廊下や出入口はおおむね 75cm 以上、浴室はおおむね 60cm 以上)</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 階段を撤去し、今よりも緩やかな階段を新たに設ける工事</li> <li>★ 今よりも緩やかな階段に作り替える工事</li> </ul>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 入浴や入浴介助をしやすくするために、浴室を広くする工事 (工事後の広さがおおむね 1.2m×1.5m=1.8㎡以上)</li> <li>★ またぎやすくするために、ふちが低い浴槽に交換する工事</li> <li>★ 浴槽へ入りやすいように、固定式の移乗台や踏み台などを設置する工事</li> <li>★ 蛇口やシャワーを、高齢者等が使いやすい形状をしたものに取り替える工事 (レバーハンドル蛇口、ワンタッチ式のシャワーなど)</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ トイレを使いやすくするために、トイレを広くする工事 (工事後の長辺の内法寸法が 1.3m 以上か、便器の前が横に 50cm 程度のスペースが設けられるもの)</li> <li>★ 立ち座りの負担を和らげるため、和式トイレを洋式トイレに取り替える工事</li> <li>★ 立ち座りの負担を和らげるため、洋式トイレを座高が高いものに取り替える工事</li> </ul>
手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 住宅の内部に手すりを設置する工事</li> </ul>
段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 住宅の内部にある段差を解消する工事</li> <li>★ 玄関の上がりかまちの段差を小さくする工事</li> <li>★ 浴室の出入口の段差を小さくする工事</li> <li>★ 屋外に面する開口の出入口の段差を小さくする工事</li> </ul>
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 開き戸から、開け閉めしやすいい引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテン等に取り替える工事</li> <li>★ 開き戸の開け閉めを簡単にできるように、ドアノブをレバーハンドルや取手などに取り替える工事</li> <li>★ 開け閉めしやすいうように、戸に戸車などの動力装置を取り付ける工事</li> <li>★ 開け閉めしやすいうように、戸を吊戸方式に変更する工事</li> </ul>
床材	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 住宅内部の床の材料を滑りにくいものにする工事</li> </ul>

※通路幅の拡張、手すりの設置、段差の解消、出入口の戸、床材の交換などは一部分でも可。

2 浴室やトイレなどのヒートショック対策のための工事

部分	性能向上に該当する工事
浴室 ・脱衣所 ・便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 窓、床(基礎)、壁、天井(屋根)の断熱性能と気密性能を向上させる工事 例えば…ユニットバスとする、床や壁に断熱材を入れる、断熱性能や気密性能のある窓に替える、壁に気流止めを設ける など</li> </ul>

※浴室の窓のみ、便所の断熱材のみなど、一部分のみでも可。

3 高齢者などに対応した設備を設置する工事

部分	性能向上に該当する工事
住宅内部	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ ホームエレベーターを新設する工事</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 階段昇降機を新設する工事</li> </ul>
キッチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ いす座・車いす対応型キッチンを設置する工事 (シンクの下にひざが入る空間があるものに限る。)</li> </ul>



## 充雪性能

- ➡➡ 積雪地に対応した住宅とする工事 (屋根)  
➡➡ 雪害防除に有効な対策を行う工事 (屋根)

### ➡➡ 積雪地に対応した住宅とする工事 (屋根)

方法	性能向上に該当する工事
屋根の融雪	★屋根に電熱・温水・温風・ヒートパイプなどによる融雪装置を設置する工事
屋根の雪落	★現在よりも屋根の勾配を大きくし雪が自然に落ちるようになる工事 ★無落雪屋根から勾配屋根にして雪が自然に落ちるようになる工事 ★その他
屋根の雪堆	★勾配屋根から無落雪屋根にする工事 ★雪が落ちない屋根材に交換する工事 ★その他

### ➡➡ 雪害を防ぐために有効な対策を行う工事 (屋根)

方法	性能向上に該当する工事
屋根の雪害防除	★屋根に雪庇や吹き溜まりなどができないようにする工事 ★屋根からの落雪による危険を防ぐ工事

## 防災性能

- ➡1 防災に有効な対策を行う工事
- ➡2 二次災害や二次被害の防止に有効な対策を行う工事
- ➡3 東日本大震災被災住宅の復旧工事

### ➡1 防災に有効な対策を行う工事

場所	性能向上に該当する工事
・基礎 ・壁 ・柱 ・床 ・はり ・屋根 ・階段	★補強により強度等を向上させる工事 (筋かい・構造用合板・補強金物・火打ち梁などの設置、腐食した土台・柱などの補強) ★取り替えにより強度等を向上させる工事 (強度などを向上させるための部材を取り替えなど(10年以上経過した屋根・外壁の取り替えを含む。)) ★2階などの撤去により軽量化をさせる工事 ★その他、防災に有効な対策を行う工事

※強度等の向上とは、強度の向上、防水性の向上などを指します。

### ➡2 二次災害や二次被害の防止に有効な対策を行う工事

場所	性能向上に該当する工事
・ガラス ・建具 ・家具 ・屋根	★飛散防止に効果がある合わせガラスなどに交換する工事 ★飛散防止に効果があるものをガラス面に張る工事 ★家具の転倒を無くすために造り付け家具とする工事 ★家具の転倒を防ぐために固定金具を取り付ける工事 ★屋根からの転落を防ぐための固定金具(丸環)、タラップなどを取り付ける工事 ★その他、二次災害や二次被害防止に有効な対策を行う工事
その他	★二次災害や二次被害防止に有効な対策を行う工事

※家具の転倒防止には、ホームセンターなどで購入可能な突っ張り棒などの簡易な器具の設置は除きます。

※プロック塀などの改修は、外構工事であるため対象となりません。

※例えば、道路に面するガラスのみ合わせガラスとする工事なども可。

### ➡3 東日本大震災被災住宅の復旧工事

場所	性能向上に該当する工事
住宅	★東日本大震災により被災した住宅の復旧工事

※り災証明書などの添付書類が必要です。